

令和 8 年 9 月 1 日
乳幼児教育・保育支援課

世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

1 主旨

区立幼稚園集約化等計画に基づき集約する幼稚園において、3歳児保育を開始するとともに、預かり保育の実施日及び提供時間の拡充に伴い預かり保育料の額を変更し、併せて規定の整備を図る必要があるので、世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

条例第1条中「教育時間の終了後」を「教育時間の開始前若しくは終了後又は教育課程に係る教育活動を行う日以外の日」に改める。

条例第2条第1項第2号中「4歳」を「別表に定める区立幼稚園ごとの年齢」に改める。

条例第5条中「1人当たり日額200円」を条例第4条中「1人当たり利用時間1時間（1日の利用時間の合計に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。）につき100円」に改める。

3 改正案

別紙、新旧対照表のとおり

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年 9月 第3回区議会定例会に提案

令和9年 4月1日 条例施行

世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立幼稚園保育料条例 平成26年12月 8 日条例第58号 改正 平成27年12月 7 日条例第70号 平成30年 6 月26日条例第52号 令和元年10月 1 日条例第38号 令和 5 年12月11日条例第74号 <u>令和 8 年 9 月 日条例第 号</u> 世田谷区立幼稚園保育料条例 世田谷区立幼稚園の保育料等に関する条例（昭和40年12月世田谷区条例第48号）の全部を改正する。 （趣旨） 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号に規定する区が定める額のうち区立幼稚園に係るもの（以下「保育料」という。）並びに区立幼稚園における教育課程に係る<u>教育時間の開始前若しくは終了後又は教育課程に係る教育活動を行う日以外の日</u>に幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う教育活動（以下「預かり保育」という。）の利用に要する費用（以下「預かり保育料」という。）その他必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 区立幼稚園 世田谷区立学校設置条例（昭和39年 3 月世田谷区条例第21号）第1条の規定に基づき設置した幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた幼稚園を除	○世田谷区立幼稚園保育料条例 平成26年12月 8 日条例第58号 改正 平成27年12月 7 日条例第70号 平成30年 6 月26日条例第52号 令和元年10月 1 日条例第38号 令和 5 年12月11日条例第74号 世田谷区立幼稚園保育料条例 世田谷区立幼稚園の保育料等に関する条例（昭和40年12月世田谷区条例第48号）の全部を改正する。 （趣旨） 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号に規定する区が定める額のうち区立幼稚園に係るもの（以下「保育料」という。）並びに区立幼稚園における教育課程に係る<u>教育時間の終了後</u>に幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う教育活動（以下「預かり保育」という。）の利用に要する費用（以下「預かり保育料」という。）その他必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 区立幼稚園 世田谷区立学校設置条例（昭和39年 3 月世田谷区条例第21号）第1条の規定に基づき設置した幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた幼稚園を除

改正後	改正前
く。)をいう。 (2) 教育・保育給付認定子ども 法第20条の規定による小学校就学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有する小学校就学前子どもであって、<u>別表に定める区立幼稚園ごとの年齢</u>に達する日の翌日以後の最初の4月1日から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。 (保育料) 第3条 保育料は、無料とする。 (第5条へ移動) (預かり保育料) <u>第4条</u> 預かり保育を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者は、<u>利用時間に応じた</u>預かり保育料を<u>世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）</u>に支払わなければならない。 2 預かり保育料の額は、<u>1人当たり利用時間1時間（1日の利用時間の合計に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。）につき100円</u>とする。 (保育料等の額の決定等) <u>第5条</u> 委員会は、保育料の額を決定し、又は預かり保育料の額を決定し、若しくは変更したときは、<u>区立幼稚園を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者に対し、その旨を通知するものとする。</u> (納付期限) 第6条 預かり保育料の納付期限は、委員会が別に指定する。	く。)をいう。 (2) 教育・保育給付認定子ども 法第20条の規定による小学校就学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有する小学校就学前子どもであって、<u>4歳</u>に達する日の翌日以後の最初の4月1日から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。 (保育料) 第3条 保育料は、無料とする。 (保育料の額の決定等) <u>第4条</u> 世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）は、保育料の額を決定したときは、<u>区立幼稚園を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者に対し、その旨を通知するものとする。</u> (預かり保育料) <u>第5条</u> 預かり保育を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者は、預かり保育料を<u>委員会</u>に支払わなければならない。 2 預かり保育料の額は、<u>1人当たり日額200円</u>とする。 (納付期限) 第6条 預かり保育料の納付期限は、委員会が別に指定する。

改正後	改正前
(督促) 第7条 委員会は、預かり保育を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者が前条に規定する納付期限までに預かり保育料を納付しないときは、規則で定める期間内に書面により督促をするものとする。 2 委員会は、前項の規定による督促をするときは、当該督促に係る書面を発する日から15日以内の日を納付すべき期限として指定するものとする。 (還付) 第8条 委員会は、規則で定めるところにより、既に納付された預かり保育料の全部又は一部を還付することができる。 (委任) 第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 この条例は、法の施行の日から施行する。 附 則（平成27年12月7日条例第70号抄） (施行日) 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。（後略） 附 則（平成30年6月26日条例第52号） 1 この条例は、平成30年9月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立幼稚園保育料条例の規定は、平成30年9月以後の月分の保育料（第1条に規定する保育料をいう。以下同じ。）について適用し、同月前の月分の保育料については、なお従前の例による。 附 則（令和元年10月1日条例第38号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立幼稚園保育料条例の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料（第1条に規定する保育料をいう。	(督促) 第7条 委員会は、預かり保育を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者が前条に規定する納付期限までに預かり保育料を納付しないときは、規則で定める期間内に書面により督促をするものとする。 2 委員会は、前項の規定による督促をするときは、当該督促に係る書面を発する日から15日以内の日を納付すべき期限として指定するものとする。 (還付) 第8条 委員会は、規則で定めるところにより、既に納付された預かり保育料の全部又は一部を還付することができる。 (委任) 第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 この条例は、法の施行の日から施行する。 附 則（平成27年12月7日条例第70号抄） (施行日) 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。（後略） 附 則（平成30年6月26日条例第52号） 1 この条例は、平成30年9月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立幼稚園保育料条例の規定は、平成30年9月以後の月分の保育料（第1条に規定する保育料をいう。以下同じ。）について適用し、同月前の月分の保育料については、なお従前の例による。 附 則（令和元年10月1日条例第38号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立幼稚園保育料条例の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料（第1条に規定する保育料をいう。

改正後	改正前									
以下同じ。)について適用し、同月前の月分の保育料については、なお従前の例による。 附 則 (令和5年12月11日条例第74号) 1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立幼稚園保育料条例の規定は、施行日以後の日分の預かり保育料(同条例第1条に規定する預かり保育料をいう。以下同じ。)について適用し、施行日前の日の属する月分の預かり保育料については、なお従前の例による。 <u>附 則 (令和8年9月 日条例第 号)</u> <u>1 この条例は、令和9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の世田谷区立幼稚園保育料条例の規定は、施行日以後の預かり保育料(同条例第1条に規定する預かり保育料をいう。以下同じ。)について適用し、施行日前の預かり保育料については、なお従前の例による。</u> <u>別表 (第2条関係)</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>校名</u></th><th><u>年齢</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>世田谷区立給田幼稚園</u></td><td rowspan="3"><u>4 歳</u></td></tr> <tr> <td><u>世田谷区立砧幼稚園</u></td></tr> <tr> <td><u>世田谷区立八幡山幼稚園</u></td></tr> <tr> <td><u>世田谷区立さくらのおか幼稚園</u></td><td rowspan="2"><u>3 歳</u></td></tr> <tr> <td><u>世田谷区立たまがわのもり幼稚園</u></td></tr> </tbody> </table>	<u>校名</u>	<u>年齢</u>	<u>世田谷区立給田幼稚園</u>	<u>4 歳</u>	<u>世田谷区立砧幼稚園</u>	<u>世田谷区立八幡山幼稚園</u>	<u>世田谷区立さくらのおか幼稚園</u>	<u>3 歳</u>	<u>世田谷区立たまがわのもり幼稚園</u>	以下同じ。)について適用し、同月前の月分の保育料については、なお従前の例による。 附 則 (令和5年12月11日条例第74号) 1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立幼稚園保育料条例の規定は、施行日以後の日分の預かり保育料(同条例第1条に規定する預かり保育料をいう。以下同じ。)について適用し、施行日前の日の属する月分の預かり保育料については、なお従前の例による。
<u>校名</u>	<u>年齢</u>									
<u>世田谷区立給田幼稚園</u>	<u>4 歳</u>									
<u>世田谷区立砧幼稚園</u>										
<u>世田谷区立八幡山幼稚園</u>										
<u>世田谷区立さくらのおか幼稚園</u>	<u>3 歳</u>									
<u>世田谷区立たまがわのもり幼稚園</u>										